

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人 長野県建築住宅センター (長野市篠ノ井御幣川306番地1)		代表者	理事長職務執行者 専務理事 井出和明	
設立根拠	民法	設立年	昭和47年	県所管部局 (課)	住宅部(建築管理課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
昭和47年に建築基準法に定める特殊建築物等の定期報告制度の正しい知識の普及とその事務を担う目的で財団法人長野県建築安全協会として設立 その後多様化する県の住宅行政の付託に応えるため、各種事業を取り入れる中で昭和63年に財団法人長野県建築住宅センターに改称、改組		建築物、建築設備及び工作物に関する安全対策の推進、住宅の品質確保の推進、住宅関連産業の振興、建築物等に関する情報の提供及び良好な街づくりの推進を行なうことにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって地域社会に貢献することを目的としてい			
		〔具体的な事業内容〕			
		・ 建築物等の確認・検査 ・ 特殊建築物等の定期報告調査・検査報告の指導啓発 ・ 住宅の性能評価、性能保証及び完成保証業務 ・ 住宅関連産業振興のための、調査、研究等			
		〔事業執行状況を示す主な指標〕			
		・ 建築物等の確認件数(件) H15:3,521 H16:5,185 H17:5,965 ・ 建築物等の定期報告件数(件) H15:9,516 H16:9,488 H17:9,772 ・ 性能保証住宅登録件数(件) H15:1,152 H16:989 H17:893			
基本財産(円)	23,600,000円	うち県の出 捐額(円)	5,000,000円	県出捐 率(%)	21.2%
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕			
		自己資金 12,500,000円 53.0% (社)長野県建設業協会 1,600,000円 6.8% (社)長野県建築士会 1,600,000円 6.8%			

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役職員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		2	1	1	2
うち県職員			0	0	0	1	
職員数	非 常 勤		16	16	16	15	
	うち県職員		2	2	2	0	
職員数	常 勤		14	18	21	23	
	うち県職員		3	3	2	0	
非 常 勤			5	4	5	5	
県職員計(非常勤役員除く)			3	3	2	1	
役員平均年齢	64	役員平均年収(千円)	3,437	職員平均年齢	61	職員の平均年収(千円)	3,270

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円)

収 支 状 況	当期収入合計	196,457 (171,589)		県 費 受 入 状 況	補助金	0 (26,567)	
	当期支出合計	193,589 (159,012)			事業費	0 (0)	
	当期収支差額	2,868 (12,577)			運営費	0 (26,567)	
	次期繰越額	63,495 (53,137)			交付金	0 (0)	
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0 (99.7)	正味財産比率	97.7 (96.0)	負担金	0 (0)	
	公益事業比率	100.0 (100.0)	流動比率	46,787.5 (2,638.8)	委託料	0 (0)	
	収支比率	101.5 (107.9)	固定比率	55.4 (54.0)	貸付金	0 (0)	
	人件費比率	12.6 (16.9)	固定長期適合率	54.2 (52.8)	出捐金	0 (0)	
	管理費比率	20.7 (24.1)	借入金依存率	0.0 (0.0)	損失補償年 度末残高	0 (0)	
	事業支出伸び率	10.7 (13.7)			人件費関係費 用(再掲)	0 (26,567)	
補助金等比率	0.0 (12.5)						

経営計画等の策定状況

・ 特に策定していない

民間(NPO含む)との競合状況

・ 建築確認・検査業務の民間開放後、中信地区に民間指定確認検査機関が1社進出し、競合問題が発生している。

情報公開の取組状況

・ 情報公開規程に基づき公開(H14.12.3~)
・ ホームページを開設し、業務内容を公表

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県関与の廃止	
改革実施プラン策定	-	

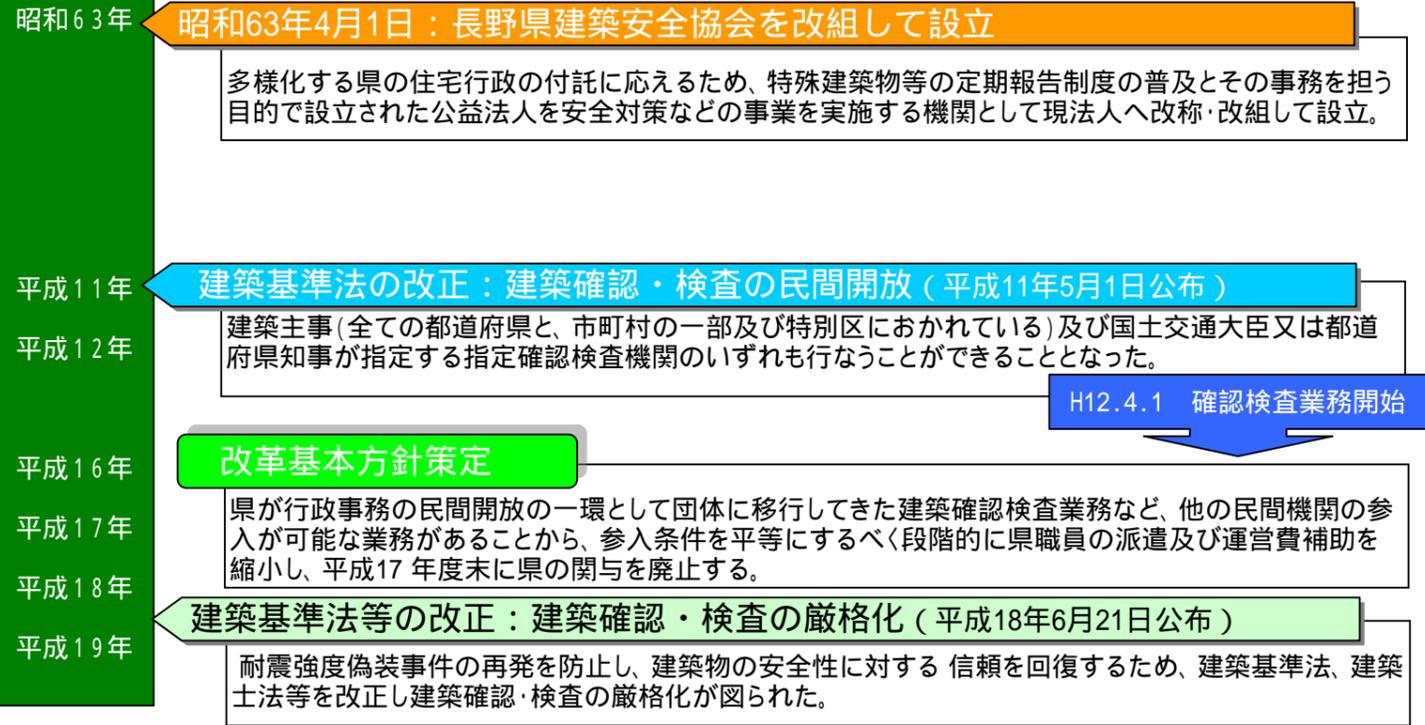
改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
平成16年度	・ 運営費補助の縮減(派遣職員3人分を2人分へ) ・ 団体への随意契約の廃止	平成16年度	・ 運営費補助の縮減(1名 8,633千円) ・ 県が団体に随意契約していた統計調査の廃止 発注方法を見直し民間業者と契約
平成17年度	・ 県職員派遣の縮減(3人を2人へ) ・ 県職員派遣及び運営費補助の廃止	平成17年度	・ 県職員派遣の縮減(1名減らし、職員派遣2名) ・ 運営費補助の廃止(職員2名分人件費は団体負担)
平成17年度末	・ 県職員派遣及び運営費補助の廃止	平成17年度末	・ 県職員派遣の廃止
		平成18年度	・ 県職員1名を派遣 姉歯事件以降建築確認等の厳格化に対応するため

〔監査結果等〕	
・ 財政的援助団体等の監査(H17.12.9実施)	
【監査結果】	
指摘事項等なし	
【意見】	
1 改革基本方針の実施状況 今後公益法人としての存在意義について建築確認検査業務の事業割合や制度のあり方を公益事業を含めた県の対応により再検討していくこと。	
2 耐震性検査 今後の建築確認検査、構造計算のあり方について県民の期待に応える方策を実行していくこと。	
3 品質管理体制の強化 今後、耐震強度偽装問題を契機に抜本的な法令改正等が予想されるため、研修の充実や内部検査体制の強化を進め、県民の期待に応えること。	

〔団体の課題〕

- 平成11年の建築基準法改正に伴う建築確認制度の民間開放により、平成12年3月センターは指定確認検査機関として知事指定を受け、統廃合された地方事務所(埴科・上高井・南安曇)管内の業務を担当し、さらには平成17年度に松本、上田地区まで業務区域を拡大している。しかし、中信地域に全国指定の大手民間指定確認検査機関が進出しているため、競合問題が発生しており、経営は厳しい環境になっている。
- 特殊建築物や昇降機等の所有者は、専門有資格者に定期的に検査させ、その結果を特定行政庁(県知事又は長野、松本、上田市長)に報告が義務付けられているが、この業務を設立当時からセンターと防災協会が協同で実施している。県がこの業務を直接実施する場合、各地方事務所に職員を配置しなければならず、行財政改革を進める中で事実上不可能となっている。
- 姉歯事件に端を発した耐震偽装事件の再発を防止し建築確認・検査の厳格化を図ることを目的に、平成18年建築基準法が改正され、一定の高さ以上の建築物について平成19年6月から第三者機関による構造計算審査が義務付けられることになった。民間機関の進出予定がない本県では、国等の指導を受け、構造計算適合性判定機関としてセンターを知事が指定する予定で準備を進めている。
新しく導入される制度であり、特定行政庁(県、3市)及び民間指定確認検査機関との技術的な調整等の業務を行うため、センターに構造計算を専門とする県職員2人の派遣を行った。

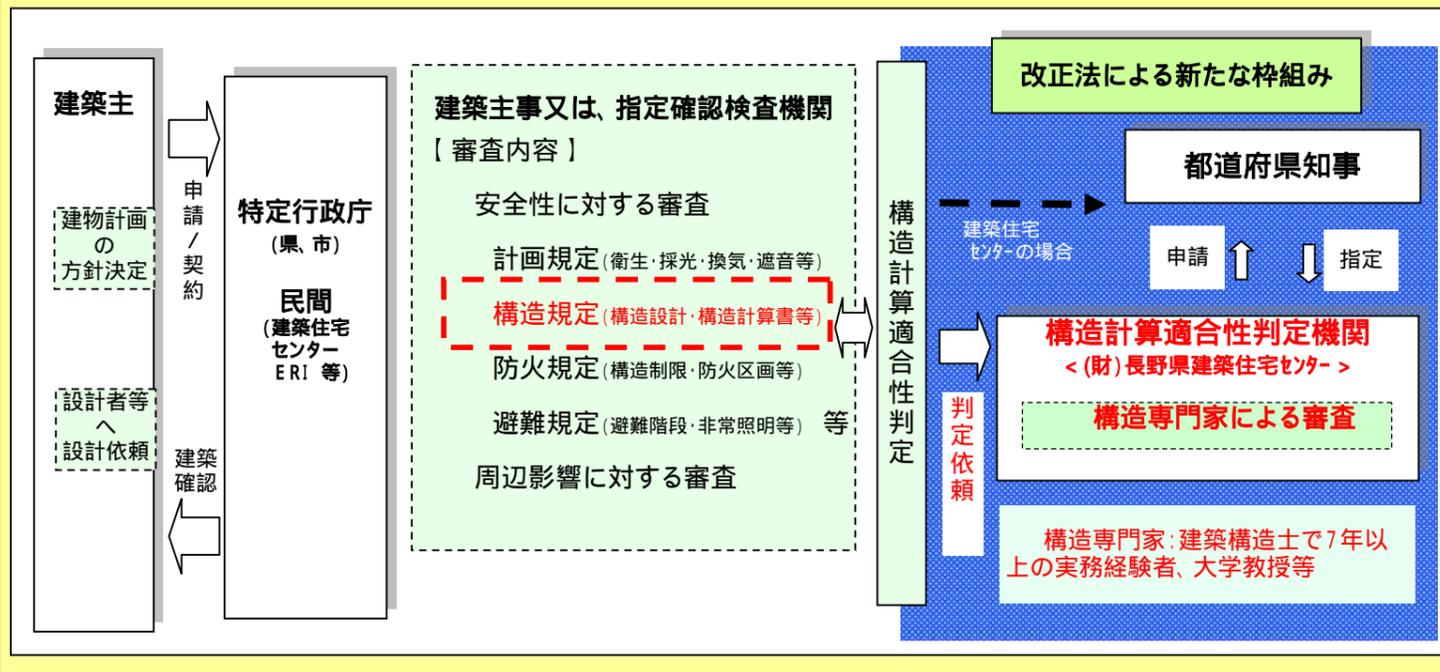
経過等



H18法律改正の主な内容

建築確認・検査の厳格化

新たな機関による構造計算審査の義務付け 都道府県知事が構造計算適合性判定機関を指定 建築確認申請手数料の引き上げが必要	国が審査方法等の指針を策定 建築確認の審査期間の延長 21日 35日(最大70日まで延長可)
3階建て以上の共同住宅の中間検査を義務付け 鉄骨造の3階建て以上又は1,000㎡超(県指定) 3階建て以上の共同住宅+県指定	



現状と課題

確認検査の状況

県内の建築確認・検査機関の状況
 特定行政庁(長野県、長野市、松本市、上田市) 約75%を実施
 限定特定行政庁(岡谷市、諏訪市、塩尻市、飯田市)

県内に事務所を置く指定確認検査機関
 ・日本ERI(株)松本支店(H17~) 約5%を実施
 (本社=東京 26支店)

・(財)長野県建築住宅センター(H12~) 約20%を実施
 (長野市 県下4事業所)

構造計算適合性判定機関

構造計算適合性判定機関の検討

県内において下記の条件を満たし「構造計算適合性判定機関」となりうる団体が(財)長野県建築住宅センター以外に見込めないことから指定する。
 法律が施行される平成19年6月20日から構造計算適合性判定の実施が可能
 県以外の第三者機関

課題: 短期間に構造計算適合性判定を軌道に乗せる必要がある

住宅部方針

県関与の継続

- 〈方向性〉**
 知事が指定する「構造計算適合性判定機関」となるセンターは、県民の安心・安全な住宅を実現していく中立、公正な第三者機関として新たな役割を担うことから、引き続き県の関与を継続する必要がある。
- 〈理由〉**
 改正法が施行される平成19年6月までの短期間で構造計算適合性判定機関を立ち上げるとともに年間600件の審査を軌道にのせるためには県の人的関与が必要となっている。
 今後、センターが指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関として活動していく必要がある。
 現行の体制で県下に均一なサービス体制を維持する必要がある。